

## 「県立自然公園」内における行為の許認可事務について

「栃木県立自然公園条例（以下、「条例」という。）」に基づき、「宇都宮県立自然公園」の区域内で行う行為について、許可の申請や届出の提出等、許認可に係る事務について説明します。

### 1. 始めに

#### (1) 自然公園とは

自然公園とは、国や県を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用を図るため、国や県が一定の地域を指定し、管理しているものです。

自然公園には、国（環境大臣）が指定する「国立公園」および「国定公園」と、都道府県（知事）が指定する「都道府県立自然公園」があります。

このうち、宇都宮市では「宇都宮県立自然公園」が指定されています。

#### (2) 自然公園の保護と利用について

自然公園の面積は広範囲にわたっており、自然公園の地域は国または都道府県が土地所有権や使用权を有しているか否かに関係なく指定されるため、地域内の産業や財産権との調整を図りながら、自然の風景地の保護と適正な利用を図る必要があります。

このため、自然公園では、その景観の優秀性や自然状態の保持の度合いに応じて、地域を「特別保護地区」「特別地域」「普通地域」に区分し、その地域における自然の風致景観に影響を与える行為（例 工作物の新・改・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採等の現状変更行為など）に対して、規制が設けられています。

また、国民の保健、休養および自然との豊かなふれあいの場として自然公園の利用を増進するため、自然公園にふさわしい利用施設（歩道、休憩所、駐車場、ビジターセンター等）の整備や自動車等の乗り入れ規制等の適正な利用を図っています。

#### (3) 宇都宮県立自然公園（以下、「県立自然公園」という。）について

保護規制区域	宇都宮市新里町，徳次郎町，田下町，福岡町，古賀志町，大谷町および田野町の一部
面積	1,883 ヘクタール (内訳) 特別地域 76 ヘクタール 普通地域 1,807 ヘクタール
指定年月日	昭和 35 年 3 月 15 日

## 2. 事務の内容について

以下の事務については、本市が窓口となります。

- ・ 県立自然公園の特別地域内における行為の許可等の申請受付、審査
- ・ 県立自然公園の普通地域内における行為の届出等
- ・ 必要に応じて、上記行為に係る禁止や制限、中止等の措置命令 など

※ 県立自然公園の区域指定等については、引き続き、栃木県（自然環境課または県東森林環境事務所）が窓口となります。

### (1) 「許可の申請が必要な行為」について（参照：条例第 19 条第 3 項）

ここでは、県立自然公園の特別地域内にて、許可の申請が必要となる主な行為について記載します。

#### ◇主な行為について◇

- 工作物の新・改・増築
- 木竹の伐採、鉱物の掘採、河川・湖沼等の水位・水量の増減
- 土地の開墾や土地の形状変更、水面の埋め立て・干拓
- 指定植物の採取・損傷
- 広告物等の設置・掲出・表示
- 屋外における指定物等の集積・貯蔵
- 屋根、壁面等の色彩変更 など

#### ◇行為の許可基準について◇

行為の許可基準については、「栃木県立自然公園条例施行規則（以下、「規則」という。）第 15 条の 2 に規定されています。

※ 「行為の許可基準」については、行為ごと詳細な基準が規定されています。詳しくは、事前相談にて確認するようお願いします。

### (2) 「届出が必要な行為」について（参照：条例第 21 条第 1 項）

ここでは、県立自然公園の普通地域内にて、届出が必要となる主な行為について記載します。

#### ◇主な行為について◇

- 一定規模以上の工作物の新・改・増築
- 特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量の増減に影響のあるもの
- 広告物等の設置・掲出・表示
- 土地の形状変更、水面の埋め立て・干拓
- 土石の採取・鉱物の採掘 など

#### ◇留意事項◇

条例第 21 条第 2 項に基づき、届出者に対して、当該行為の禁止、制限、または必要な措置をとるべき旨を命ずる場合があります。

### 3. 事務の手続きについて

#### (1) 事前相談について

県立自然公園の区域内にて、許可の申請や届出を必要とする行為を行う場合は、景観みどり課まで、事前に相談してください。

事前相談では、主に、以下の項目等を確認しますので、必要な図書等を持参してください。

#### ◇主な確認項目◇

- 行為者および行為地（場所）について
- 行為の内容および時期について
- 行為の目的、行為の手法（工事手法等）について
- （申請書等がある場合）記載事項の確認 など

※ 許可等の判断に時間を要する場合（現地調査を要する等）や必要に応じて、新たに資料の提出をお願いする場合があります。

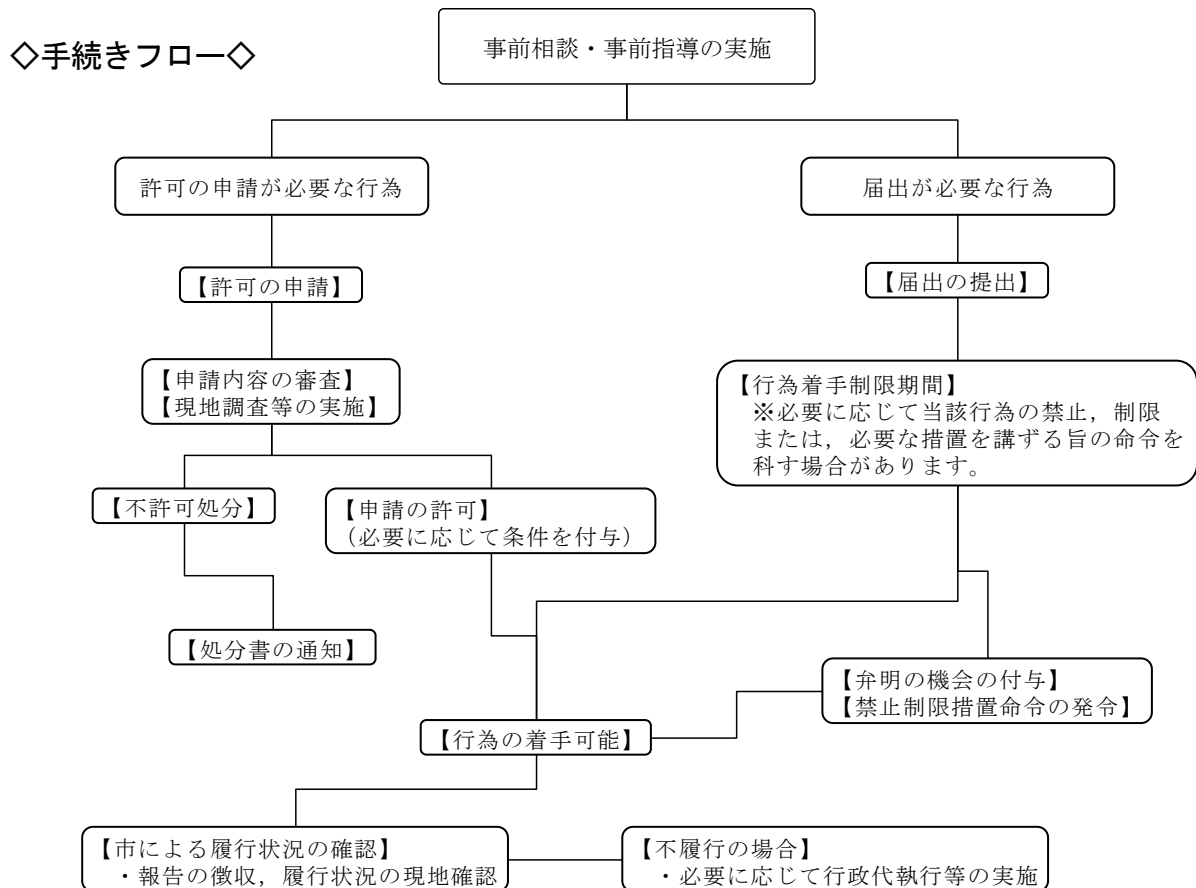
※ 行為着手制限期間として、特別地域内の行為については許可を受けるまで、普通地域内の行為については届出をした日から起算して 30 日を経過するまでは当該行為に着手できませんので、ご注意ください。

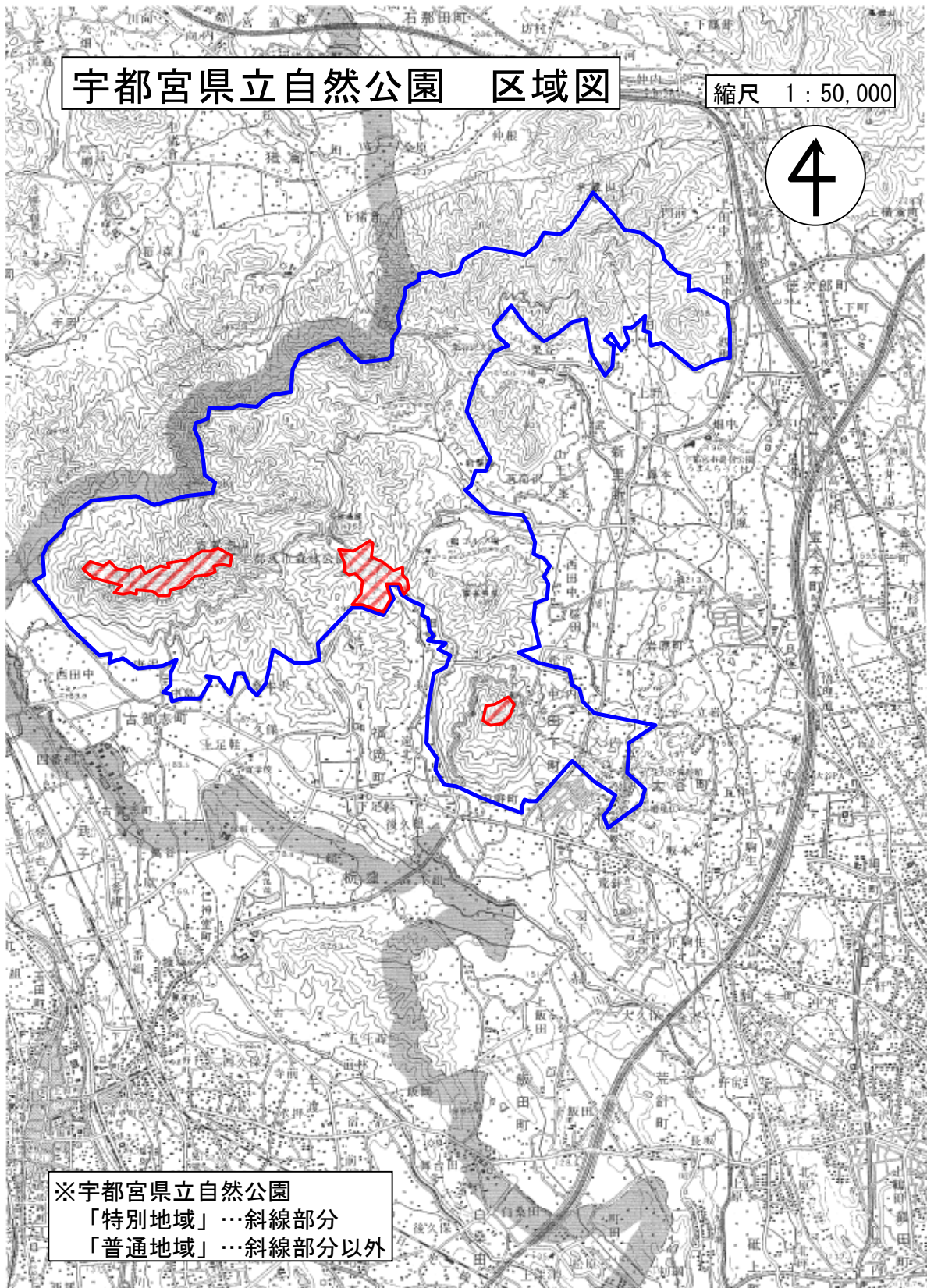
#### (2) 許可の申請、届出について

行為の許可申請書や届出書については、規則に定められた様式（Word または PDF）があります。事前相談の際にお問い合わせください。

また、申請および届出の際は、別表に定める添付書類についても併せて提出してください。

申請等の手続きについては、下記のとおりです。





#### 4. お問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 (市役所本庁舎10階)  
(電話番号) 028-632-2558  
(ファクス番号) 028-632-5421  
(メールアドレス) [u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp)

別表（「宇都宮市県立自然公園の許可，届出等取扱要綱」第4条，第17条関係）

行為許可手続別標準添付書類一覧

許可行為等の種類 添付書類	工作物の新築・増築・改築	木竹の伐採	土石の採取（鉱物の掘採）	水位水量の増減	広告物の設置・掲出	物の集積・貯蔵	水面の埋立（干拓）	土地の形状変更	指定植物の採取等	指定動物の捕獲等	工作物等の色彩変更	車馬・動力船等の使用	指定区域への立入り	木竹の植栽	家畜の放牧
	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺50,000分の1以上の概況図	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
行為の状況を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面	平面図	○	○		○	○	○	○							
	立面図	○			○	○					○				
	断面図	○		○	○		○	○							
	構造図	○			○										
	意匠配色図	○			○						○				
植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図	○		○		○		○	○						○	
行為の施行方法の表示に必要な図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大規模な開発行為に係る自然環境に関する総合調査の書類（注）	○	○	○	○		○	○	○							

（注）申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）の場合に添付する。